

(様式 1－3)

福島県（川内村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 30 年 7 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	27	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業) 川内地区	事業番号	(5)-40-1
交付団体		川内村	事業実施主体（直接/間接）	川内村（直接）	
総交付対象事業費		(19,438 (千円)) 35,216 (千円)	全体事業費	(19,438 (千円)) 35,216 (千円)	

帰還環境整備に関する目標

浜通りの南に位置する本村は、東京電力（株）福島第一原子力発電所事故による放射性セシウムの汚染被害を受けている。それによる村民の健康不安と農林水産業のほか商業、観光産業などへの風評被害による経済活動への影響を取り除くためにも、本村は村内全域の除染を基本方針としている。また、本村の基幹産業は農業であり、水田等の農地が村土の半分以上を占め、農業生産基盤であるため池の放射性物質対策を講じ、安心・安全な農作物の供給を図る必要がある。

原発事故以前、村内のため池は堆積土砂を除去するなどの利水管理が行われていたが、事故後は堆積土砂に含まれる放射性物質の影響によって利水管理が困難な状態が続いている他、放射性汚染物質の流出が懸念される。

そのため農業水利施設として、ため池の機能保全を図るとともに、ため池に堆積した放射性汚染物質の農地・下流域への拡散を防止するために、放射性汚染物質の除去をはじめ、拡散を防止するための対策を講じる必要がある。そのため、本事業を推進することにより、農業水利施設の機能の保全・回復を行い、地域住民の営農再開、農作物の安定供給を図っていくことを目標とする。

また、今回申請するため池は、除染の対象とならないことを確認した。（農水省『ため池の放射性物質対策技術マニュアル』P. 26 の①～③の要件に該当しない）

事業概要

上記目標を達成するため、詳細調査において、汚染濃度が高いため池 5 箇所については、ため池内の底質の汚染濃度分布を把握するための詳細調査を行う。これら調査結果を踏まえ、ため池毎に必要な対策を検討するとともに、村内ため池の総合的な対策推進計画を策定する。さらに、上記検討結果に基づき、汚染濃度が高いため池について放射性物質対策（底質の固化、被覆、除去等）を実施していく。さらに、下記のように村の総合振興計画においても村全域の除染を目標としているため、ため池の放射性物質対策もその範疇にある。

【川内村復興計画（抜粋）】

土壤汚染の状況確認と農産物への悪影響の調査と確認

土壤汚染状況の詳細な把握と所有者が納得する除染作業の確実な実施

営農再開に必要な水や土壤及び生産物の安全性確認のためのシステム確認

村内の食物（農産物及び天然の山菜やきのこ等）の安全性を確認するための放射性物質の検査する

設備の導入と検査体制の確立（公的機関としての検査施設の設置）

農産物及び村内産食品等に対する安全性確認ための機器及び検査体制の整備

農産物をはじめとした村内生産物への風評被害の払拭対策の実施

確立した農産物の検査体制による新たな販路拡大

当面の事業概要
<平成 28 年度>
○基礎・詳細調査の実施 本年度は、平成 26 年度に実施した福島県モニタリング調査結果より、高濃度汚染（8,000Bq／kg-Dry 超）が確認できたため池 2 箇所の詳細調査と施設台帳より今後、営農を再開するため池 8 池の基礎調査を行う。
<平成 29 年度> 平成 28 年度の調査結果を踏まえて、高濃度汚染（8,000Bq／kg-Dry 超）が確認できた 3 池の詳細調査を行う。
<平成 30 年度> 平成 28 年度及び平成 29 年度の詳細調査において高濃度汚染（8,000Bq／kg-Dry 超）が確認できた 5 つのため池について対策工の実施設計を行う。
<平成 31 年度> 設計に基づき対策工事を実施する。
<平成 32 年度以降> 対策工事実施後のモニタリング調査を実施する。
地域の帰還環境整備との関係
村内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な水源施設であるため池の機能保全が必要であり、このためには放射性物質を含む堆積土砂の除去等による利水機能の維持や、利用や維持管理上の支障を低減させることができることから、再生加速化の目標達成に向か、本事業の導入による対策実施が必要である。
関連する事業の概要
特になし。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業
事業番号
事業名
交付団体
基幹事業との関連性